

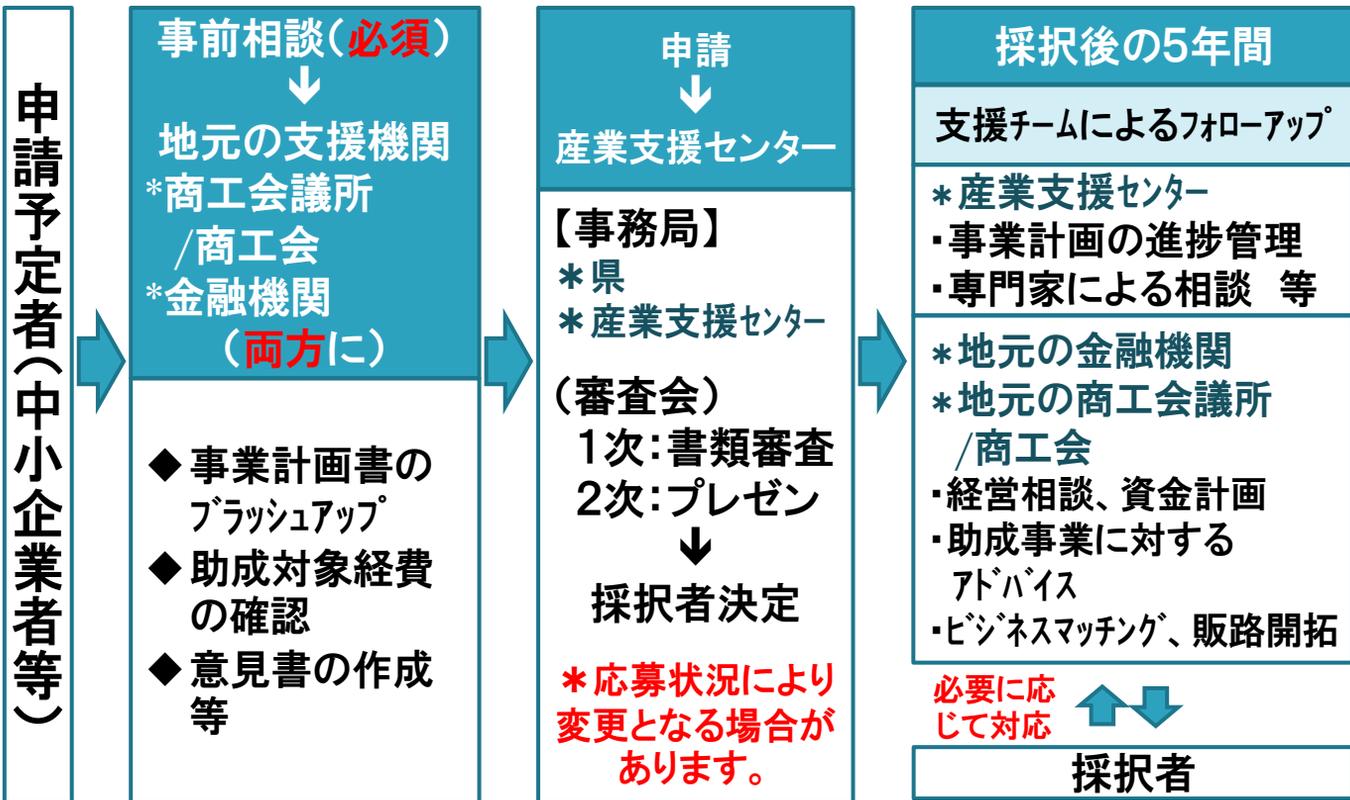
ふくい地域経済循環ファンド

新事業チャレンジステップアップ事業

事業概要 説明資料

令和5年4月

新事業チャレンジステップアップ事業の流れ



助成対象者の条件(1)

1. 県内に主たる事業所を有する中小企業者等
2. 過去3年間の平均または前事業年度の売上額が10億円未満の者

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※中小企業者等とは

- ・みなし大企業を除く中小企業者、小規模企業者(個人事業者)
(左表のとおり)

- ・事業協同組合
(中小企業者で構成)

(参考)中小企業基本法第2条

助成対象者の条件(2)

- 事業計画書の提出時点において、過去3年間に以下の県産業労働部関係補助金等を受けた者(注1)、申請中の者を除く
 - 新事業チャレンジステップアップ事業助成金
 - 新分野展開スタートアップ支援事業助成金
 - ふくいの逸品創造ファンド助成金
 - 成長産業チャレンジ支援事業
 - 大規模イベント関連商品開発支援事業補助金

(注1)補助金等を受けた場合は各補助金等の事業期間終了後3年超であること

助成対象となる事業計画の条件(1)

- 以下の①～④のいずれかの新事業活動を新たに行うまたは活動開始後3年未満(新事業を開始した年度の4月1日から起算して3年を経過していないものをいう) (注2)の中小企業者等であって、**具体的な経営戦略と行動計画に基づき実施する全国または海外への事業展開を図る内容とする**
- ① 新商品の開発または生産
 - ② 新役務(サービス)の開発または提供
 - ③ 商品の新たな生産または販売の方式の導入
 - ④ 役務(サービス)の新たな提供の方式の導入

(注2) 新規創業もしくは事業承継後5年未満(新規創業もしくは事業承継した年度の4月1日から起算して5年を経過していないもの)の中小企業者等の場合には、**新事業活動開始後5年未満(新事業活動を開始した年度の4月1日から起算して5年を経過していないもの)まで対象。**

※「事業承継」とは、会社においては先代経営者が代表取締役を退任し、後継者が代表取締役
役に就任することなどとし、個人においては商号(屋号)や経営資源を承継(現代表は廃業届を後継者は開業届を提出など)すること。

助成対象となる事業計画の条件(2)

- ◎ 同業他社において既に相当程度普及している取組みは下記に該当しません
- 全国または海外への事業展開とは
 - 商品・サービスの全国トップシェア獲得
 - 県外または海外への販売網の整備
 - 全国的な知名度が確立される規模の事業など
- 新商品の開発または生産とは
 - 全国・海外展開に向けたブランド商品の開発
 - 新商品の安定供給を図るための整備など
- 新役務(サービス)の開発または提供とは
 - 全国・海外展開が見込める新サービスの開発
 - 新サービスを広く展開するための拠点の整備など
- 商品の新たな生産または販売の方式の導入とは
 - 全国・海外展開を図るための新たな生産体制の構築
 - 新たな物流の構築や新たな販売チャネルの構築など

助成額・助成率と助成対象期間

- **助成金額** (上限)300万円
- **助成率** 2/3以内
- **助成対象期間** 交付決定から最長でR6年1月末迄

助成対象となる経費

経費区分	内容	
新商品等開発費 および 販路開拓費	工具・器具・備品費	工具・器具・備品の購入、据付又は借用に要する経費
	原材料費	原材料および副資材等の購入に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費
	謝金	講師謝金、専門家謝金
	旅費	講師旅費、専門家旅費、従業員旅費
	使用料・賃借料	会場借料、借料または損料
	需用費	印刷製本費、資料購入費、原稿料、サンプル作成費、事業の一部を委託する経費、産業財産権等取得費(注3)
	役務費	通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、ホームページ作成費、会場整備費
販売網整備費・設備導入費	使用料・賃借料	県外・海外の事務所・店舗の賃借料、備品のリース・レンタル料等
	機械装置費	機械装置の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費

(注3) 新商品等開発費に伴うもので弁理士等の謝金とする

助成対象とならない経費(1)

- グループの各企業の間取引にかかる費用
- 保証金、敷金、保険料、公租公課、手数料等
- 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- 直接売上や利益につながる費用
(販売品の原材料費、即売会の参加費、HP決済機能等)
- 土地・建物取得費、建物の修繕費用、土地に付随する工事費
(外溝工事、上下水道工事、駐車場の舗装工事等)、構築物費
- 県外もしくは海外に設置する設備・備品等の購入費
- 汎用性のある共通経費や諸経費、一般管理費、現場管理費など
詳細が確認できない経費【但し、経費内訳(金額含む)があり事業遂行上必要と認められるものは、助成対象となる場合もある)

助成対象とならない経費(2)

- 不明瞭な経費(調整費、指導料、研修費、講習費、消耗品費等)
- フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- 他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの
- その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
《昭和23年法律第121号》第2条により定める営業内容等)

事業計画書の審査基準

1. 新規性・革新性があること
2. 市場性・成長性があること
3. 高度な戦略性・計画性があること
4. 実現可能性、組織体制が十分であること
5. 地域経済への波及性があること

※審査委員会で計画書の内容を審査します。上記に掲げる条件のほか、計画内容が適切かつ十分な成果を期待し得る事業であるかなども考慮されます

加点項目

下記に該当する事業者については、審査において各加点をします

- ・事業継続計画(BCP)を作成している事業者
- ・経営革新計画の承認を受けている事業者
- ・パートナーシップ構築宣言を行っている事業者
- ・社員ファースト企業宣言に係る今後の取り組み項目において、「賃金引上げ」を選択している事業者

※それぞれに必要な書類は、様式第1の6添付書類(13)をご確認ください

採択後のフォローアップ

- 交付決定を受けた助成事業者に対して、計画作成を支援した地元の支援機関（金融機関、商工会議所または商工会）と産業支援センターで構成する支援チームを設置します
- 支援チームは、必要に応じて経営上のアドバイスを行うなど、助成事業者の事業を採択後5年間フォローアップいたします
- 助成事業者には採択後5年間、必要に応じて状況報告・支援機関が行うフォローアップに協力をしていただきます

応募の流れ・方法について

申請書(事業計画書)の作成から申請までの流れ

早めに

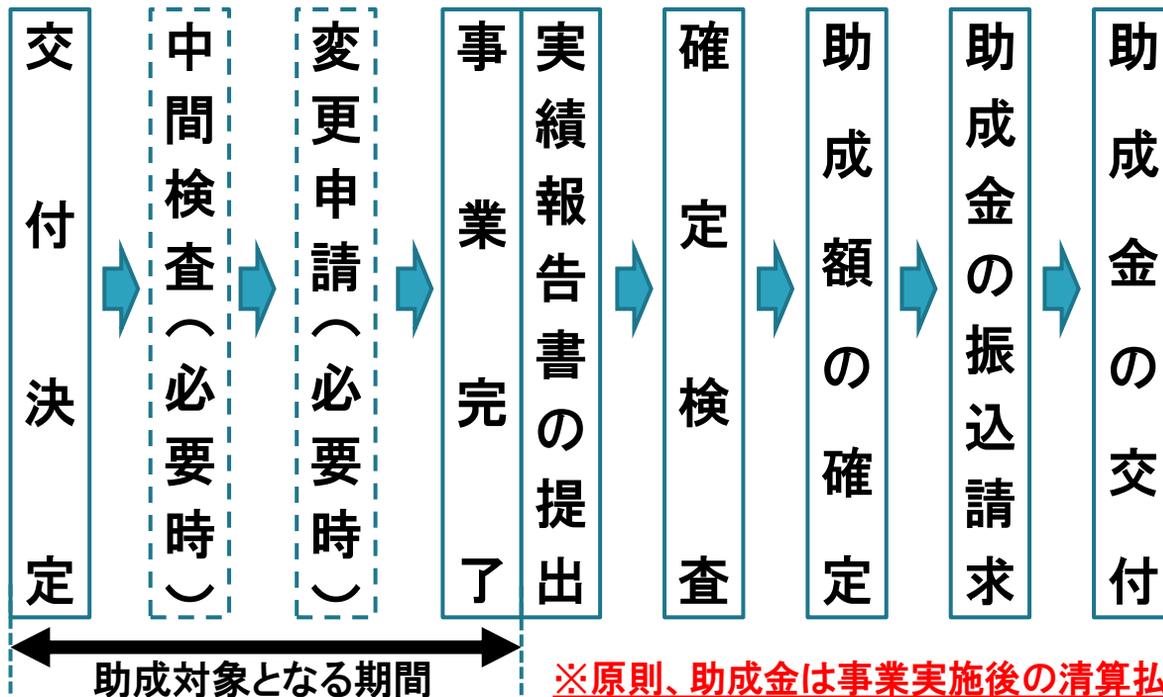
1. **まず、地元の金融機関および商工会議所・商工会に相談**
(計画のブラッシュアップ、意見書を書いてもらう)
※申請様式は産業支援センターのホームページからダウンロードできます
2. **必要書類を揃える**(納税証明書、加点項目がある場合の証明書ほか)
※様式第1「助成金交付に関する事業計画書」の6添付書類(1)～(13)をご確認
願います
3. **産業支援センターに提出【期限令和5年5月15日(月)17:00必着】**
※郵便または宅配便にてご提出ください(止むを得ない場合のみ持参)
締切までに必要書類が揃っていない申請は原則として受付できません

交付決定までのスケジュール(予定)

- 1. 事業説明会** 説明会は行わず、動画による事業説明としました。
(個別相談対応 AM9:00～PM4:00)
- 2. 申請受付期間** 4月10日(月)～5月15日(月) (17:00 必着)
【提出先】 〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16
福井県産業情報センタービル 4階
公益財団法人 ふくい産業支援センター 経営支援部あて
- 3. 審査会** 6月初旬～6月中旬
※5月下旬に必要なに応じて事前ヒアリングを行う場合があります
(応募状況により変更となる場合があります)
- 4. 交付決定** 6月下旬

※ スケジュールは変更の可能性があります

交付決定から助成金交付までの流れ



※交付決定前に発注したもの、事業完了(助成期間終了)後に支払ったものは助成対象になりません

お気軽に問合せください

問合せ先

(公財)ふくい産業支援センター
経営支援部

TEL : 0776-67-7406

E-mail : f-fund@fisc.jp

HP : <https://www.fisc.jp>

